

「教員と政治」どう考える

北教組事件で論議広がる

2010.3.15

北海道新聞



政治資金規正法違反容疑で幹部が逮捕された北教組の本部。事件をきっかけに、教員と政治とのかかわり方も問われている

北教組幹部らが逮捕された民主党の小林千代美衆院議員(道5区)陣営の政治資金規正法違反事件をきっかけに、教員と政治とのかかわりが論議を呼んでいる。国会では政治活動を制限する教育公務員特例法に罰則を設ける動きが加速、道教委も政治活動の実態を調査する方針だ。ただ、事件で法的に問われているのは「政治とカネ」の問題。罰則などに偏る流れに、識者からは「教員の立場を利用した活動と、一市民としての活動の区別など冷静な論議が必要だ」との指摘が出ている。

教育の政治的中立を、校の教職員は、教育公政治活動について国家確保するため、公立学「公務員特例法の18条で、公務員と同様に制限す

姉崎洋一・北大大学院 教授(教育学) そもそも北教組のように、教職員組合が特定政党を支持するのは本来あるべき姿ではない。組合内でも、多様な政党支持など組合員の政治的信条の自由が保障されるべきだ。国際的には欧州を中心に、子

特定政党支持は疑問

「政治的中立」議論を

現行法で対応は可能

道幸哲也・北大大学院 教授(労働法) 教職員を含む公務員全体の政治的活動を一律に規制することは、今の社会の実態に合っていない。労働組合法では、組合は教職員組合であっても一定の政治活動は保障される。教職員も一人人として政治

大久保史郎・立命館大 法科大学院教授(憲法) 教職員でも、市民や労働組合員としての政治活動は法的に保障されている。ただし、教員としての立場を利用した選挙運動をした場合は公務員の地位を利用した選挙運動を禁じる公職選挙法に抵触

＜文科省が示す教職員の選挙運動の違反行為＞

- ・教職員の地位を利用して、投票のあつせん勧誘や演説会の開催、その他の選挙運動の企画に関与する
- ・特定の候補者を支援するため、教職員の地位を利用して後援団体を結成したり、構成員となることを勧誘する
- ・学校での児童生徒や保護者への面接指導の際、自分の支持する政党や候補者の名前を挙げる
- ・教職員の地位を利用して電話で投票を依頼する
- ・特定政党や候補者の名前を挙げて、賛成や反対の署名運動をする
- ・選挙用ポスターを張って回る
- ・選挙運動のため、個人演説会や街頭で演説する
- ・特定政党や候補者を支持もしくは反対するために資金カンパを求めたり、カンパの立案に参加、集金を援助する
- ・勤務時間の内外を問わず、選挙運動などのために学校の電話、ファクス、コピー機などを用いる

ると規定している。政治的行為として、寄付金を求めることや職名・職権などの影響力利用など、人事院規則で定めた17項目を禁止・制限している。

役または100万円以下の罰金)は除外している。選挙運動については、文部科学省が公職選挙法なども根拠に、具体的な禁止事項(約30項目)を国政選挙や統一地方選などの前に毎回示しており、昨年

8月の衆院選前にも都道府県教委に通知した。今回の事件を契機に、自民党は特例法に国家公務員と同様の罰則を設ける改正案を国会に提出、鳩山由紀夫首相も改正を検討する意向を示した。道教委

も実態調査で法に抵触するケースがあれば、厳しく対処するとしている。こうした動きに、組合に所属していない教員は「特定政党や候補者の支援を明らかにするような活動にはかかわるべきでない。選挙運動とは一線を画するのは当然」(道央の30代教諭)と話す。北教組の組合員は「勤務時間中の活動は論外だが、教員であっても、思想や信条の自由をうたう憲法では、市民としての政治活動は保障されているはず」(札幌市内の50代教諭)と指摘